

外国為替取引の法令遵守に関するお願い

OKB大垣共立銀行

外国為替取引にあたって、金融機関は「犯罪収益移転防止法」「外国為替及び外国貿易法」ならびに関連法令により、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止や経済制裁措置の確実な実施のため、全てのお客さまの外国送金などのお取引について取引内容の確認を行っております。

したがいまして、お取引の際には確認資料のご提出のお願いやお電話でのお問い合わせをさせていただくことがありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、ご説明や資料のご提出をいただいた場合でも、以下の法令や規制に違反しないことが確認できないと当社が判断する場合などには、お取引をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 「犯罪収益移転防止法」

- マネー・ローンダリングやテロ資金供与等に関連する、または関連の疑いがある取引に対する規制

2. 「外国為替及び外国貿易法」

- 北朝鮮・イランに向けた支払の規制

3. 「米国OFAC規制」


- 取引関係者に北朝鮮・イラン・キューバ・シリアが含まれる取引等の規制

など

以上

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【OKB外為サポートデスク（大垣共立銀行 事務集中部内）】

 0120-465931 受付時間 平日 9:00~17:00

外国送金を依頼されるお客さまへの送金先における「実質的支配者」等確認のお願い

当社では、お客さまから外国送金のご依頼を受けた際、当該取引が外国為替及び外国貿易法に基づく各種規制に該当しないことを確認させていただいていますが、以下の点についてもご確認のうえ、外国送金をご依頼いただきますようお願い申し上げます。

1. 北朝鮮関連規制

北朝鮮に向けた支払の規制とは

北朝鮮に住所のある個人または北朝鮮に主たる事務所のある法人等に対する支払を原則禁止する措置です。

法人等については、北朝鮮に住所のある個人・法人等により実質的に支配されている場合もこの措置の対象となります。

北朝鮮に住所のある個人・法人等により実質的に支配されている法人等とは

北朝鮮に住所のある個人または北朝鮮に主たる事務所のある法人等が、発行済株式総数の過半数以上を保有している場合、役員数の過半数以上を北朝鮮に住所のある個人が占めている場合等が該当します。

● お客さまへのご協力をお願い

お客さまの知りうる限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、およびお取引相手の主な株主や取締役が北朝鮮居住者（個人・法人）がいないことを確認のうえ、外国送金依頼書兼告知書の『外国為替及び外国貿易法』の規制に該当しません。」の確認欄「」にチェックしていただきますようお願い申し上げます。

2. ロシア・ベラルーシ関連規制

ウクライナ情勢をめぐる外国為替及び外国貿易法に基づく措置とは

ウクライナをめぐる国際情勢に鑑み、ロシア・ベラルーシの特定の個人・団体に対する資産凍結の他、ロシア・ベラルーシ向け特定サービス・技術提供の禁止等、さまざまな経済制裁措置が実施されています。

資産凍結等の措置の対象者

資産凍結等の措置については、個別に制裁対象者として指定されている個人・団体のみではなく、ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式等の50%以上を直接保有されている団体も対象となります。ただし、これらの団体については公表されていません。


● **お客さまへのご協力のお願い**

お客さまの知りうる限りにおいて、資金の受取人がロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式等の50%以上を直接保有されている団体に該当しないことを確認のうえ、外国送金依頼書兼告知書の「『外国為替及び外国貿易法』の規制に該当しません。」の確認欄「」にチェックしていただきますようお願い申し上げます。

以 上

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【OKB外為サポートデスク（大垣共立銀行 事務集中部内）】

 0120-465931 受付時間 平日 9:00~17:00